

細江警察署
だより

10

月

交通安全協会 細江地区支部

令和6年11月1日 道路交通法が改正！！

自転車の **運転中のながらスマホ**

酒気帯び運転



の厳罰が強化されます



ルールを再確認し、安全に自転車を利用しましょう



令和6年9月末 管内の交通事故件数(概数)

区分	人身事故	死者	傷者	物損事故
管内全体	217	1	269	841 【9月87件】
9月	13	0	16	
高齢者事故	95	0	55	
9月	8	0	6	

事故類型別 (件数) 1～9月				
区分	管内	高齢者事故		
人対車両	対(背)面通行中	5	3	
	横断中	横断歩道	7	5
		その他	5	2
その他	3			
車両相互	正面衝突	8	3	
	追突	72	27	
	出会い頭	67	29	
	追越等	5	3	
	右左折時	24	13	
	その他	18	8	
車両単独	2	1		
踏切	1	1		
計	217	95		

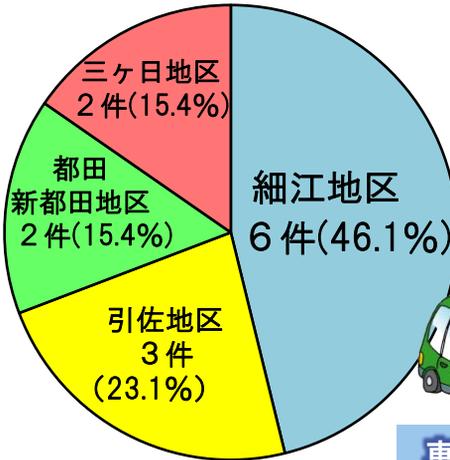
※行政区再編に伴い管轄に変動があったため今年分については、前年比を省略

交番別発生件数 (9月分)

交通事故の**6割**が
追突・出会い頭事故！！



車に乗ったら運転に集中！



反射材着用の有無や服装によってドライバーから見える距離は大きく違います

夜間、車が時速60kmでヘッドライトを下向きにして走行した場合、運転者が歩行者を発見できる距離



反射材の着用で夕暮れから夜間も目立ちましょう！



夕暮れから夜間・明け方などの暗い時間はドライバーから歩行者が見えにくいいため、発見が遅れ事故にあう危険性が高まります。歩行時や自転車に乗ったときに交通事故から身を守るため、白や黄色といった明るい色の服装を心がけ、反射材やライトを活用し自分の存在をアピールしましょう。

こちらの「細江警察署だより」は細江警察署のホームページにも掲載します。是非ご覧ください。



「交通安全協会 細江地区支部」のホームページも是非ご覧ください。

